

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関係政省令のポイント

女性相談支援センターに関する政令

■ 女性相談支援センターの所長の要件

- ・ 所長は、所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の人権に関する識見を有するもののうちから任用しなければならない

■ 女性相談支援センターの職員の要件

- ・ 相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならない
- ・ 医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、以下から任用するように努めなければならない
 - ①医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの
 - ②大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
 - ③①②に掲げる者に準ずる者

■ 女性相談支援センターの運営に関し、国が負担する費用の範囲等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（省令）

■ 女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件

- ①緊急に保護することが必要と認められる場合（法律）
- ②配偶者や親族等からの暴力から保護することが必要な場合
- ③ストーカー被害からの保護が必要な場合
- ④人身取引等からの保護が必要な場合
- ⑤住居がない又は何等かの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがある場合
- ⑥心身の健康の確保のために保護が必要な場合
- ⑦その他、保護しなければ生命または心身の安全が確保されないおそれがある場合

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）

■ 女性自立支援施設の設備・運営に関し、以下のような基準を定めるもの

- ・ 非常災害計画、BCP等の策定の義務付け
- ・ 職員配置基準（施設長、自立支援職員、栄養士又は調理師、看護師又は心理療法担当職員等）
- ・ 設備基準、居室面積基準（一人当たり9.9㎡以上〔←現行4.95㎡〕）、居室定員（原則個室〔←現行4人以内〕）、食事、保健衛生等
- ・ 帳簿管理、職員の秘密保持義務等

※居室面積・定員に係る改正については、基準変更時の一般的経過措置（施行前に存する施設は改築まで従前の基準によることができる）を設ける